

東三河都市計画用途地域の変更 (田原市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容 積 率	建築物の 建 蔽 率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物 の高さ の限度	そ の 他 及 び 備 考
第一種低層 住居専用地域	約 74 ha 74 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	4.2% 4.2%
第二種低層 住居専用地域	約 4.6 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	0.3%
第一種中高層 住居専用地域	約 117 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7%
第二種中高層 住居専用地域	約 48 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.7%
第一種 住居地域	約 208 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	11.9%
第二種 住居地域	約 93 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.3%
準住居地域	約 3.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.2%
近隣商業地域	約 29 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	1.7%
商業地域	約 12 ha	40/10以下	—	—	—	—	0.7%
小 計	約 7.4 ha	30/10以下	—	—	—	—	0.4%
	約 19 ha						1.1%
準工業地域	約 57 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.3%
工業地域	約 40 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.3%
工業専用地域	約 1,057 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	60.4%
合 計	約 1,751 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」